



こんにちは、安平町地域包括支援センターの社会福祉士 関根です。

「不用なものを売りつけられてしまった」「浄化槽の点検に高額な点検料を請求された」といった経験はありませんか？

言葉巧みに購買意欲をあおる訪問販売や強引な押し売り、危険な状態等と不安にさせ正常な判断力を奪い不当に契約を迫ることもあります。特に高齢者を狙った詐欺やトラブルも後を絶ちません。今回は、消費者被害の一例と未然に防ぐための「上手な断り方」を紹介します。

種類	内容
①貴金属の買い取り	「不用品を高く買い取る」と訪問し、貴金属を不当に安く買い取る。事前に電話をして訪問することもあります。
②点検商法	「無料で点検する」と言い、不当に高額な金額で契約させる。浄化槽や灯油タンクの点検などが町内でも発生しています。
③公的機関の職員を装う	公的機関の職員を名乗り個人情報等を聞き出します。最近では新型コロナの給付金や還付金があるといい口座番号・暗証番号・マイナンバーを聞き出す。また新型コロナのワクチンに関する詐欺も増え、優先接種できる等と言い金銭などの要求もあります。

訪問販売を断るための3つの原則

1. はっきりと断る

曖昧・遠回し・ソフトな断り方はダメ！「いいえ」とはっきり答えましょう。

2. ドアを開けない

ドアを開けるとドアの間に立たれて閉めることができなくなります。インターホン越しに断りましょう。

3. その場で契約しない

安価でもその場では契約しない。工事などは複数の会社から見積もりしてもらうことで悪質な業者を見抜くことができます。

※もし契約等をしてしまった場合は、法律で定められた特定の契約等に関して、期間限定で契約等を無効にできるクーリングオフ制度もあります。

その他の対策

訪問取引お断りステッカーを貼る

北海道消費者生活条例では「不当な取引方法」が禁止されています。その中には訪問販売を拒否する意思表示をしている住宅への訪問販売活動を行った場合は北海道消費者生活条例違反となります。

札幌弁護士会では「訪問取引お断り」ステッカーを作成、配布しています。ご希望の方は上記に記載している地域包括支援センターまでご連絡ください。

また、高齢者や認知症の方の場合、相談ができずに被害に遭う可能性が高くなるため、ご近所で不審な連絡や訪問等があり怪しいなど思った時も、すぐに地域包括支援センターにご連絡ください。

